

## 平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務仕様書（案）

### 1 背景・目的

小田原市は森・里・川・海が「ひとつらなり」となった特徴ある自然環境と、その恩恵による多種多様な動植物が存在しており、市民の生活や文化の成り立ちに大きな影響を与えてきた。この自然環境を次世代に引き継ぐため、多様な主体が連携して環境共生型の地域社会の形成につながるあらゆる取組が行われるまちづくりを推進している。今後、これらの取組を一層推進していくために、本市の自然環境等について現況を把握し、実態に基づいた評価とそれに対する適切な対策・施策を打ち出す必要がある。

そのため、小田原市環境基本計画の次期改訂や関連計画等の見直し、各分野の環境に係る活動の指標等に資する基礎資料を得るために自然環境等現況調査を実施する。

また、得られた各種の情報等を有効に活用するための継続的なモニタリングや、市民の環境に対する意識の醸成を図るための方策を検討する。

### 2 履行期間

契約日から平成30年3月31日まで

### 3 件名

平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務

### 4 業務内容

平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務（以下「本業務」という。）は、本市の自然環境等の現況を網羅的に把握するための調査の第一段階と位置付け、次年度以降に実施する現地調査等の基礎を構築することとし、以下の（1）～（6）の業務を実施すること。

#### （1）既存資料等の収集・整理

本市の自然環境等に関する文献や既存調査とその調査結果のデータ等を収集して、リスト化すること。

また、それらの既存資料等から得られる情報を、集約して整理し、一覧できるように取りまとめること。

なお、収集・整理にあたっては以下の3項目の視点を含めること。

- ・竹林の植生状況について
- ・鳥獣被害について

- ・耕作放棄地について

対象とする既存資料については、以下に掲げるものを含め、本業務に有効だと思われるものを追加すること。

- ・小田原市総合計画
- ・小田原市環境基本計画
- ・小田原市緑の基本計画
- ・小田原市都市計画マスタープラン
- ・小田原市史 別編 自然（平成13年度刊）
- ・小田原の自然（平成9年3月31日発行，小田原市教育研究所）
- ・神奈川県レッドデータ生物調査報告書

## （2）現地調査の基本的枠組の検討

（1）で実施した内容を踏まえて、次年度以降に実施する現地調査の基本的枠組となるよう以下の①～③の業務を実施し、取りまとめること。

### ①指標種及び重要種の選定

本市で確認された動物や植物について、8分類（植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、魚類以外の水生生物）ごとに指標種を選定すること。

また、本市において重要な種や希少な種を重要種として選定すること。

### ②調査方法の検討

①で選定した各種について、最も適すると思われる調査方法を検討すること。

### ③調査地点の設定

現地調査するにあたり、効率的で適正な調査範囲となるよう市内全域を区分けし、区域ごとに調査地点を設定すること。

### ④ヒアリングの実施

①～③を実施するにあたって、本市の自然環境等に精通する有識者や学識経験者、既存調査実施機関、市民等から意見を聴取し、実態に即した枠組となるよう十分参考にすること。ヒアリングの対象候補は、以下に掲げる者を含め、本業務に有効だと思われる者を追加すること。

- ・神奈川県立生命の星・地球博物館

## （3）「自然環境基礎マップ（仮称）」等の作成

（1）及び（2）で得た情報等を基にした「自然環境基礎マップ（仮称）」を作成すること。「自然環境基礎マップ（仮称）」は、小田原市地理情報システム（Navi-O）に搭載可能なシステム登録用データとして作成するものとする。システム登録用データについてはShape形式で作成するものとし、本市から貸与する都市計

画基本図を基にすること。

また、将来的に市民等に公開し、環境に対する意識の醸成を図るためのツールとすることを考慮した「自然環境基礎マップ（仮称）」の画像等を作成し、記載内容の解説書等を別途作成すること。

#### （４）「現地調査実施計画書（仮称）」の作成

（１）～（３）で実施した内容を踏まえて、次年度以降実施する現地調査を円滑に行うための基礎情報や具体的な実施内容等を記載した「現地調査実施計画書（仮称）」を作成すること。２か年度で実施することを想定した計画とし、以下の２点の内容を含めること。

- ・なりわい・暮らしに関わる自然環境が存在する地域等の抽出方法と文献・現地調査実施スケジュール
- ・防災減災機能を有する自然環境が存在する地点や地域等の抽出方法と文献・現地調査実施スケジュール

なお、「現地調査実施計画書（仮称）」を作成するにあたっては、（２）④でヒアリングした内容に十分配慮するとともに、必要に応じて追加のヒアリング等を行い、実態に即した内容とすること。

#### （５）「モニタリング体制構築計画書（仮称）」の作成

（２）①で選定した指標種及び重要種のうち、特に身近な種等について、市民や地域の環境活動団体等により継続的に育成状況等をモニタリングしていくための基礎情報や具体的な実施内容等を記載した「モニタリング体制構築計画書（仮称）」を作成すること。次年度以降、「モニタリング体制構築計画書（仮称）」に則って実践していくことを想定した内容とすること。

なお、「モニタリング体制構築計画書（仮称）」を作成するにあたっては、（２）④でヒアリングした内容に十分配慮するとともに、既存事例を２か所程度取材し、市民等が無理なく実施可能な内容となるよう十分配慮すること。

#### （６）打合せ等

本業務を履行するにあたり、市担当職員との連絡は滞りなく行うとともに、本業務中に随時定める期日等は厳守すること。また、業務開始時及び市担当職員の指示する時に打合せを実施すること。打合せを実施した際は、２営業日以内に議事録を作成し、使用した資料の電子データとともに提出すること。

また、業務工程表に基づく業務の履行状況について、毎月末を目安に月報（任意様式）を提出すること。なお、契約期間の中間となる月については、月報に加

えて、6（1）②～④の作成に資する成果を取りまとめて中間的な報告を行うこと。

## 5 資料等の貸与

本業務を履行するにあたり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で本市から受託者に貸与する。

## 6 提出物

### （1）成果物

成果物として以下を作成し提出すること。

- ①業務報告書
- ②「自然環境調査の基礎マップ（仮称）」
- ③「現地調査実施計画書（仮称）」
- ④「モニタリング体制構築計画書（仮称）」

なお、①、③、④については、紙媒体に加えて、PDFファイル及びMicrosoft社Word形式（またはExcel形式）の電子データを提出すること。②については、Shape形式の電子データ及びPDFファイル等作成様式に応じた電子データを提出すること。

### （2）その他

その他として以下を提出すること。

- ①打合せ議事録
- ②ヒアリング議事録
- ③月報
- ④中間報告資料
- ⑤本業務の履行にあたって得た資料等

なお、①～④については、紙媒体に加えて、Microsoft社Word形式（またはExcel形式）の電子データを提出すること。

以上